

自転車指導啓発重点地区・路線(広尾警察署)

令和8年7月

広尾警察署の自転車指導啓発重点地区

丸山通北 1 丁目～十勝港線 国道336号 (約 1 0 0 0 mの区間)

★選定理由★

商業施設が所在し、高校・中学校の通学路であるから自転車を含む交通量が多く、自転車関連事故の発生が懸念されるため。

広尾警察署自転車指導啓発重点地区・路線マップ



①重点路線 国道336号

➤違反や事故の状況

- ・商業施設や高校・中学校が所在する路線であり、自転車利用者が多く、歩道通行や並進する自転車も多い。
- ・交通量が多い国道のため車両との接触事故発生のおそれあり。
- ・一時不停止の自転車による自動車との出会い頭事故に注意。

重点路線で、

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道通行時の一時不停止
- 信号無視
- 一時停止違反



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は左側通行！

自転車が車道の右側を走行すると、左側通行を守っている自転車と衝突したり、衝突を避けようとした自転車が道路中央にとび出すなどの危険を招きます。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止！

広尾警察署では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

